

## 平成29年度第5回いじめ防止対策推進委員会 概要

- 1 日 時 平成29年9月20日(水) 午後2時から同4時30分まで
- 2 場 所 ホテルルビノ京都堀川「松」
- 3 出席者 【委員】5名  
【府教委】教育監、指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他  
【傍聴者】なし
- 4 概 要  
(事務局からの説明事項)  
(1) 前回委員会の概要  
(2) 平成29年度いじめ調査(1回目)の実施等について

### <主な意見>

※ ○は委員、●は事務局

### 平成29年度いじめ調査(1回目)の実施等について

- 特別支援学校におけるいじめは、どのように把握しているのか。
- いじめには学校外のものも含んでおり、聞き取り調査において教師が立ち会った上で児童生徒が記入している。
  
- 「金品をたかられる。」とか「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。」といったいじめは、刑事事件に該当するのではないか。
- 「金品」という文言が入っているが、実際にはノートや消しゴム等の学用品である。ただし、もし現金であれば重大な問題であり、今後とも注意して見守っていききたい。
  
- 「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。」というのは、極めて現代的ないじめであると思われるが、件数は年々増加しているのではないか。
- それほど増えていないのが実態であるが、今後も注意してまいりたい。
  
- 28年度末にいじめがあった場合、本人が卒業や転校をすれば、今回の調査では反映されないのか。
- 今回(1回目)の調査時点では在籍していないので、この調査には反映していないが、昨年度1年間の状況をまとめることになる国の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査には反映する。
  
- 卒業等せず、在籍していれば反映したのか。
- この調査は、本年4月以降の事象を調査しているので、反映しない。

- いじめが本年度まで継続していても、昨年度発生しているものが反映されていないとすれば、実際のいじめは今回の調査以上にあるということにならないか。
- 可能性としてはあり得るが、嫌な思いをしているのであれば、今回の調査で当然記入してくると思われる。
  
- 本年度2回目の調査から現行の第2段階が廃止され、第1段階において「解消」か「未解消」に分類されることになるが、重大事態に至りそうな事案がどれぐらいあるのかという点が一番気になる。区分でいうと、Aの「要指導」が一番危ないのではないか。
- いじめが止んでいるが心身の苦痛が残っているものについては、いじめが止んでから3か月未満・以上を問わずBの「要支援」としているが、この範囲が大変広い。本人が長期間引きずっているような場合、つまり、いじめが止んでから3か月以上経過しているが心身の苦痛が残っている場合が特に心配である。  
当然、「未解決」としてカウントするとともに、支援を継続していく必要があり、学校は生徒の気持ちをしっかり把握していると思うが、教育委員会としては状況が把握しにくい面がある。
  
- 児童生徒の心身の苦痛については、どのように正確にとらえようとしているのか。
- 中々難しい問題であり、小学校と中学校の発生事案数を比較すると、小学校が10倍以上になるが、これは発達段階の違いによるものであると考えられる。例えば、同じように「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」でも、小学生はものすごく嫌だったと思って「いじめ」としてとらえても、中・高校生になると大したことではなかったと思い、「いじめ」とまでは認識しないことが考えられる。
  
- 調査だけでは、重大事態のリスクが高い事案を中々見つけにくいだろうが、学校や市町教育委員会からリスクの高そうな事案について報告があった場合は、我々にも教えてほしい。